

## 1 いじめの防止等のための対策（教育政策課）

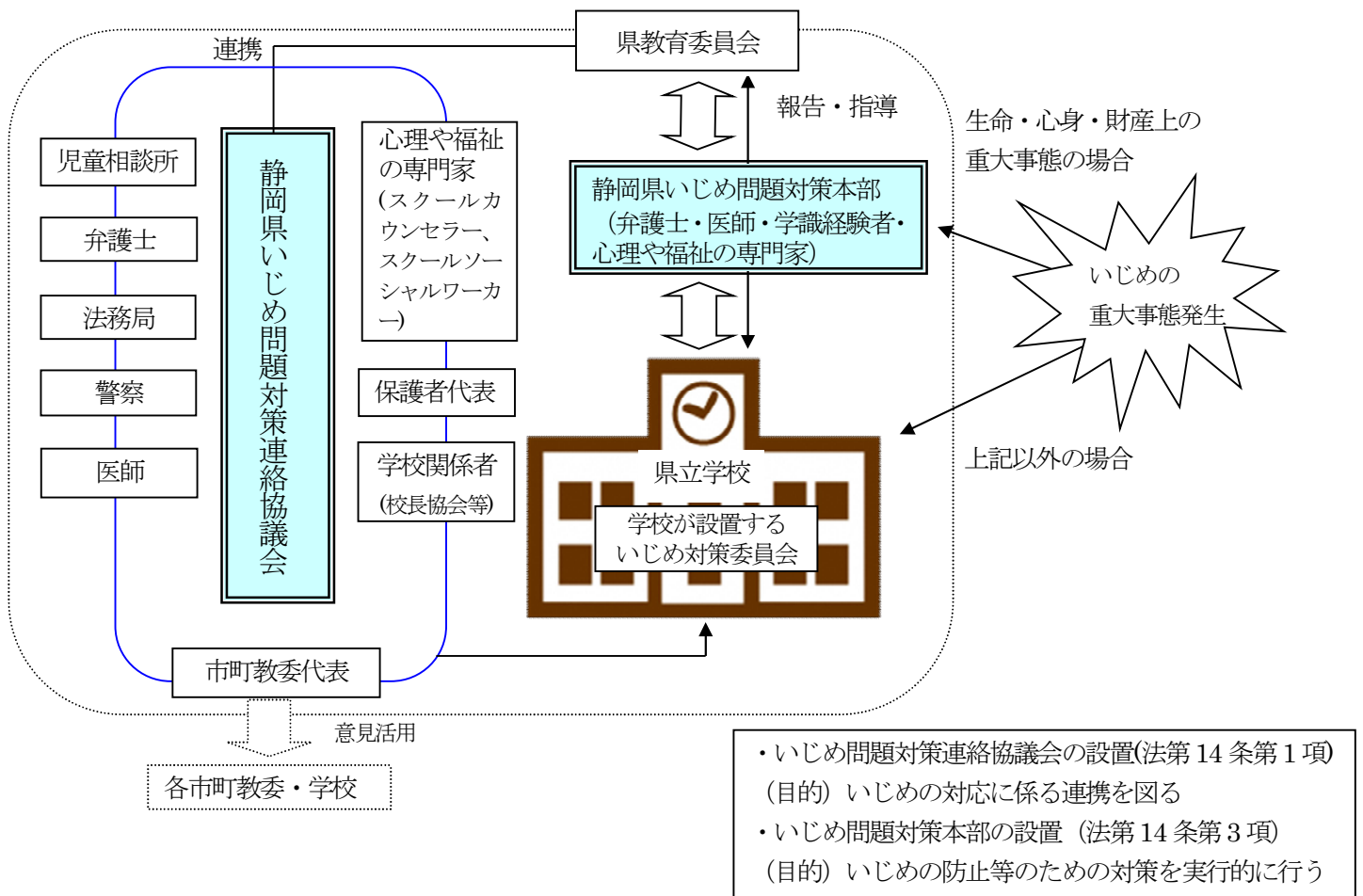
### 1 いじめ防止対策推進法の概要（平成25年9月施行）

- ・児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする
- ・同法に基づき、「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策本部」を設置

いじめの防止等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方いじめ防止基本方針の策定（第12条）</li> <li>・いじめ問題対策連絡協議会の設置（第14条第1項、第2項）</li> <li>・教育委員会の附属機関（いじめ問題対策本部）の設置（第14条第3項）</li> <li>・学校における組織の設置、必要な措置の実施（第15条、第16条、第22条、第23条）（未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携）</li> </ul>
いじめによる重大事態（*）への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等における組織を設けて調査の実施（第28条第1項）</li> <li>・調査結果について知事による調査の実施（第30条第2項、第31条第2項）</li> </ul>

（\*）いじめによる重大事態

- ・いじめにより児童生徒が自殺を企図した、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席した等の疑いがあると認めたとき。
- ・子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき



- ・いじめ問題対策連絡協議会の設置(法第14条第1項)  
（目的）いじめの対応に係る連携を図る
- ・いじめ問題対策本部の設置（法第14条第3項）  
（目的）いじめの防止等のための対策を実行的に行う

## 2 静岡県子どもいじめ防止条例の概要（平成28年12月27日公布、施行）

社会総がかりでいじめ防止の取組を推進するために、いじめの防止に向けた基本的な考え方ははじめ、学校の設置者、学校及び教職員、保護者等それぞれの責務等を明示

- ・ 県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務（第5条、第6条、第7条）
- ・ 社会総がかりの取組の推進（第10条）
- ・ 県いじめ防止基本方針の策定（第11条）
- ・ 相談体制の整備・充実（第12条）
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第14条）
- ・ 重大事態等への対応（第15条）
- ・ 議会への報告（第17条）

## 3 主な取組内容

### (1) 人権教育の啓発

- ・ 管理職や教員等に向けた各種研修会の開催（「人権教育の手引き」の配布・活用等）  
→各学校において、関係機関と連携していじめの早期発見・早期対応に取り組む
- ・ 希望する学校や会議（下田市教頭会等）への人権出前講座を実施（R3）
- ・ 特別支援学校生徒指導連絡協議会に参加し、人権講座開講及び意見交換（R3.12.10）
- ・ 人権教育指定校での研究をまとめたリーフレットを作成し研修会等で成果を普及（R2）
- ・ 魅力ある学校づくり調査研究事業の実施（令和3年度モデル地区：富士市）  
→国立教育政策研究所が主体となり、学校の実情に応じた不登校対策に取り組む

### (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防ぐ取組

- ・ 臨時休業中から再開後にかけて複数回、各県立学校あて、保健だより等により新型コロナウイルス感染症について正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないように指導するよう通知
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を県教育委員会ホームページ（以下「県教委HP」）に掲載（R2.5.27）
- ・ 教育長から児童生徒へのメッセージを県教委HPに掲載、県内の各公立学校（小・中・高・特別支援学校。以下同じ）に通知（R2.8.28, R2.8.31）
- ・ ホームルームや授業での活用を目的とし、小学生・中学生・高校生それぞれに対応できるように新たに作成した教員向け人権教育指導資料（学習例）を県教委HPに掲載、県内の各公立学校にメールで周知（R2.9.2）等

### (3) 学校における取組の支援

- ・ 外部の専門家の各学校への配置と教員等との連携促進  
→スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールロイヤーの相談、いじめ予防出前授業、校内研修等
- ・ 「人間関係づくりプログラム」の活用推進  
測定結果を指導に活用し、児童生徒のより良い人間関係を気付くことを目的として実施
- ・ 「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座、小・中学校ネット安心安全講座等  
→関連取組として、ネット依存対策の推進に向けスクリーニングテストや講演会等を実施

### (4) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会・静岡県いじめ問題対策本部会議の開催

- ・ 関係機関・学校との連携の強化、SC・SSWの効果的な活用等について協議、情報共有  
→SC、SSWの活用促進、スクールロイヤーの相談体制の強化や、学校における生徒指導等対応に反映

### (5) いじめの重大事態対応マニュアルの策定

- ・ いじめの重大事態が発生した際の学校、教育委員会等の役割分担について整理。（別紙参照）

### (6) SNSを活用した相談体制構築事業

- ・ 健康福祉部と連携し、SNSを活用した相談体制を構築

#### 4 議会への報告

「静岡県子どもいじめ防止条例」第17条に基づき、6月議会において施策の実施状況について報告

報告内容		担当課
1	いじめの防止等のための対策	教育政策課
2	静岡県いじめ問題対策連絡協議会	教育政策課
3	静岡県いじめ問題対策本部	教育政策課
4	いじめ問題への取組	義務教育課
5	いじめ問題への取組	高校教育課
6	いじめ問題への取組	特別支援教育課
7	いじめ問題への取組	私学振興課
8	SNSを活用した相談体制構築事業	教育政策課
9	青少年を取り巻く有害情報環境対策事業	社会教育課
10	静岡県総合教育会議	総合教育課
11	静岡県いじめ調査委員会	こども家庭課
12	静岡県子どもいじめ防止条例	教育政策課

#### 5 全国のいじめの状況（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

##### （1）全国の認知件数（国公立）

年度	27	28	29	30	令和元	令和2
小学校	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897
中学校	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877
高等学校	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126
特別支援学校	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263
合計	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163

##### （2）静岡県と全国の比較（国公立）

※（ ）は前年度差

令和3年	認知件数		解消率	解消に向けて取組中	
		(1,000人あたり)		いじめを認知してから3か月以上経過している	いじめを認知してから3か月経過していないもの
静岡県	11,909件	30.8件 (-5.7件)	66.4% (0.4%)	15.0%	18.4%
全国	517,163件	39.7件 (-6.8件)	83.2% (-5.8%)	6.6%	15.8%

##### （3）いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の比較(国公立小中高特)

	「重大事態」が発生した学校数	「重大事態」発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数	1,000人当たりの「重大事態」発生件数
静岡県	15校	15件	8件	10件	0.04件
全国	491校	514件	239件	347件	0.04件

(注1) 令和2年度調査はこれまで非公開としていた重大事態件数について現状を把握し、今後の対策につなげていくことを理由として文部科学省が公開。なお、都道府県別国公立、校種等の内訳は公開していない。

(注2) 第1号「重大事態」とは、法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。

## SNSを活用した相談体制構築事業

(教育政策課)

### 1 目的

子供たちのいじめ等に関する悩みが深刻化する前に気軽に相談できる窓口として若い世代が使い慣れているSNSを活用した相談体制を構築。

『『有徳の人づくり』アクションプラン』に関する学校対象調査		小	中	高
スマートフォン所持率	令和2年度末	29.6%	76.0%	97.9%
	(令和元年度末)	28.1%	69.2%	97.6%

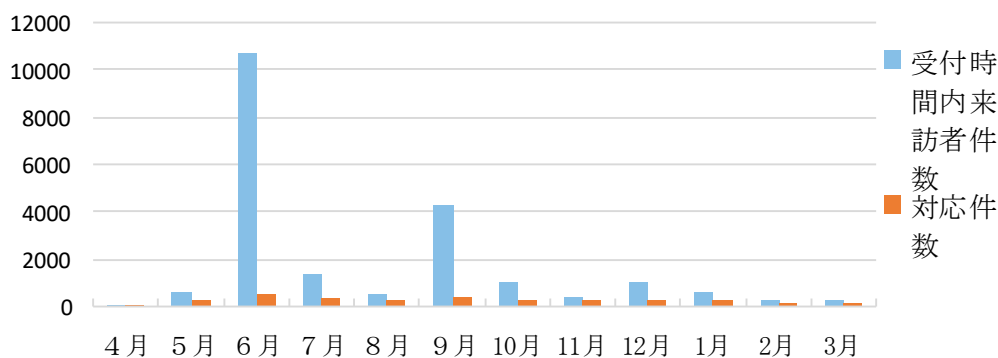
### 2 事業実施状況

事業立ち上げ時(令和元年度)は教育委員会と健康福祉部が別事業として行っていたが、令和2年度に両事業を統合した(事業主体は健康福祉部)。

事業名	SNS悩み相談窓口事業(健康福祉部障害者支援局障害福祉課所管)
予算額	30,500千円
相談期間	4～3月(通年で平日、土日祝日問わず毎日実施)
教育委員会の役割等	学校を通じた広報活動(県立学校、市町教育委員会等)
	緊急事案発生時の対応(原則高校生以下)
	相談実績の共有・活用等

### 3 事業実績

#### ◆令和2年度



○月別相談件数 ※ ( ) はコロナに起因する相談

(単位: 件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来訪	54	558	10,686	1,386	464	4,254	984	438	1,027	611	254	251	20,967
対応	43 (0)	285 (0)	500 (12)	305 (7)	226 (10)	398 (8)	275 (3)	236 (4)	218 (6)	213 (7)	175 (3)	180 (7)	3,054 (67)
対応率	79.6%	51.1%	4.7%	22.0%	48.7%	9.4%	27.9%	53.9%	21.2%	34.9%	68.9%	71.7%	14.6%

○校種別相談件数

校種	小学生	中学生	高校生	19歳～	不明
件数	163	1,053	1,094	412	332

○男女別件数

性別	男性	女性	不明
件数	445	2,287	322

○相談内容別件数（全体3,054件）

項目	件数	項目	件数	(いじめ月別件数)	
いじめ	115	異性に関する悩み	132	4月…0件	10月…10件
不登校	34	性・からだのこと	231	5月…7件	11月…14件
人間関係・性格の悩み	1,330	ハラスメント	10	6月…31件	12月…10件
学校・教員の対応	113	引きこもりに関すること	8	7月…11件	1月…8件
学業の悩み	171	ひやかし	27	8月…4件	2月…4件
進学・就職の悩み	148	相談後のお礼	10	9月…16件	3月…0件
家族に関すること	293	その他の内容	308		
		無応答	124		

○対応の状況

- ・いじめに関しては、相談体制を強化（平日増設）した6月に31件の相談があった。
- ・来訪数が多い月については、同一人物が頻繁に来訪したり（相談はせず画面上の「相談する」を連打する）、相談ではなく雑談をするケースが目立つ。
- ・「ひやかし」「いたづら」のような相談からスタートしたのもでも、メッセージのやりとりを行う中で心を開き、悩みを打ちあけるケースがあった。
- ・相談員対応後は、「ありがとうございます」「また悩みを聞いてもらって良いですか」等のメッセージで相談を終了しているものが多く見られることから、この相談を通じて気持ちが救われた者が一定数いる相談ツールとしての効果は感じられた。
- ・相談員が「あなたの悩みはこういうことなのかな？」といった促しを通じて問題の整理を相談者と一緒に行うことで、相談者が教員や友人、保護者等に相談する後押しすることができた。

◆令和3年度…9月までの集計

○月別相談件数 ※（ ）はコロナに起因する相談(単位:件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
来訪	276	234	3,495	1,471	676	970	7,122
対応	177 (6)	175 (5)	438 (3)	352 (6)	378 (19)	351 (15)	1,871 (54)
対応率	64.1%	74.8%	12.5%	23.9%	55.9%	36.2%	26.3%

○校種別相談件数

校種	小学生	中学生	高校生	19歳～	不明
件数	86	502	662	491	130

○男女別件数

性別	男性	女性	不明
件数	276	1,437	158

○相談内容別件数（全体1,871件）

項目	件数	項目	件数	(いじめ月別件数)	
いじめ	34	性・からだのこと	55	4月…5件	
不登校	12	ハラスメント	5	5月…0件	
人間関係・性格の悩み	568	引きこもりに関する	1	6月…5件	
学校・教員の対応	84	心身の健康	429	7月…9件	
学業の悩み	77	ひやかし	6	8月…8件	
進学・就職の悩み	109	相談後のお礼	4	9月…7件	
家族に関すること	194	その他の内容	168		
異性に関する悩み	68	無応答	57		

○対応の状況及び今後の対応

- ・コロナに起因する内容は、「学校・教員の対応」についてであり、「いじめ」に関するものはなかった(0件)。
- ・4月から9月までの「いじめ」に関する相談件数は34件。前年度同時期(69件)の約半分。
- ・相談件数は減少傾向にあるが、今後の動向を注視していく。
- ・また、引き続き健康福祉部と連携して事業の周知及び相談状況の把握・分析に努める。

## 令和2年度静岡県いじめ問題対策本部会議における委員の主な御発言

### 1 開催日時等

- (1) 日 時 令和3年2月2日(火) 13時30分から15時30分まで
- (2) 開催場所 静岡県庁西館8階教育委員会会議室
- (3) 出席者 委員4名(富樫委員、西田委員、小谷委員、佐々木委員)

構成分野	氏名	役職等
弁護士	富樫 早苗	はまきた法律事務所
精神科医	山崎 透	清水駿府病院
学識経験者	西田 泰子	常葉大学短期大学部保育科特任教授・児童福祉
	小谷 順子	静岡大学人文社会科学部法学科教授・憲法
心理・福祉の 専門家	水越 三佳	望月小児科医院臨床心理士 静岡大学教育学部附属静岡小学校、中学校、特別支援学校スクールカウンセラー
	佐々木 千里	立命館大学非常勤講師 静岡県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

### 2 御発言内容(分類別)

(いじめの認知件数について)

- 数字だけ見ると、令和元年度は増えていないということで、安心をしているのか、それとも諦めるようになってしまって声が上がっていないだけなのか、別の原因があるのか、数字だけでは判断できないと感じる。
- (事務局が報告した)小中学校の全般に関する分析について、見逃しや見過ごしによって解決されずに深刻化するいじめがないようにというのは、大変重要な視点。この部分については安心させていただいた。  
ただ、その後の、子ども達からの教員に対する相談件数が減っている、或いは家族等に対する相談も減少していることについて、どのように捉えたらよいのか。  
誰にも相談していない子供が増えているという状況で、(県は、いじめ問題への取り組みとして)SOSの出し方に関する教育推進ということを述べていて、もちろんそこもすごく大事だが、普通の人間の心理というのは、相談したいと思う人がいれば相談したいと思うのが自然。  
このことから、単に、子供たちだけに対して教育をしてだけではなく、そのこととあわせて、相談をしてもらえそうな大人をどうつくっていくのかという部分も非常に大事ではないのかなと思う。  
実際に相談したいことがあっても相談できないという現実を見たときに、もう少しその部分について言及していただけるといいかなと思う。

(スクールロイヤー事業について)

- いじめの相談について特化して言えば、学校はいじめにとどまらず、保護者との関係でも困っているというような問題がある。
- 学校特有の問題だと思うが、いじめは生徒間で起きており、被害者側とも加害者側とも先生は同様に担当していて、どちらの味方にもなるというような状態。その中で、その調査の方法や対処の板ばさみになって困るというような状態はあるようだ。恐らく、その先生に生徒の側から相談しにくいというのも、先生が本当に自分に味方してくれるのか、加害者の方も同じクラスにいるのに、自分の言葉をちゃんと聞いてくれるのかというような不安もあるんじゃないかなとは察せられる。

学校の先生が、そういういじめに対処するスキルを磨いて、加害者側との関係を維持しつつ、被害者の味方にもなるということになれば、おのずと相談件数が上がるのではないかと期待している。

(いじめへの対応について)

- すでにこじれて、保護者が怒り心頭というケースでスクールソーシャルワーカーや教育委員会が乗り出しても、交通整理に入ることになってしまうことが多い。やっぱり共通項としてあるのは「学校の立場」というところが、逆に悪化させてしまうということ。
- いじめのこの法律自体が、被害者に対してどうしていくのかということが中心的になっていて、それはそれで大事なところだと思うが、学校の立場とか加害者の立場を被害者の方によかれと思って説明をすることに注力してしまって、被害者の方が一体先生は助けてくれる気があるのかということ、こじれてしまうというパターンがよくあるのかなと思う。
- 加害者に関しても、この法律は、保護者に対する指導助言みたいなのとどまっているが、実際は、加害被害の関係というのは連続性みたいなところがあって、どこかで被害を受けてる子が次の違う立場で加害者になってしまうというリスクをはらんでいる。そうしたときに、いじめの被害の子に対して学校がどういう姿勢で向き合うのかということと、加害をしてしまった子に対しては、どういう姿勢で向き合うのかということ、少し整理して、関わっていくことの重要性を先生たちが知らないといけないのかなと思う。
- あくまでも、被害を受けた子に関しては、その被害を受けた側に立場になって解決への道筋を考えていく作業が必要だけれども、「学校」というところの思考回路で物事がどんどん進んでしまっただけになってしまう。
- 「相談しやすいような大人を作る」というのは、以上のことも含めた、先生たちが、学校、学校の先生という立場の前に、生活者としての視点、加害をしてしまった側もそうだし、被害になった側の悲しい視点、どんな思いでいるのか、どのような状況にならなければ、学校に戻れないのか、その不安などをわかった上で、次の段階として、被害の立場、それから加害が起こった原因要因に対する対応策としてやっていかなければいけないので、なかなか、いじめというところを切り取った対応策ですべてを解決するのは難しいのかなと思っている。  
包括的な視点というのを先生たちにどのように伝達してしていったらいいのかなということは常に思っているところ。ぜひ盛り込んでいただきたいと思う。

(いじめの重大事態対応マニュアルについて)

次頁のとおり。

## 別紙

### いじめの重大事態対応マニュアル【県立学校・事務局用】の作成について

#### (要旨)

県立学校及び事務局がいじめの重大事態に適切に対処するため、文部科学省作成の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等関係法令を踏まえ、重大事態への対応を具体的に整理した「いじめの重大事態対応マニュアル」(以下「マニュアル」)を作成した。

#### 1 マニュアル活用の視点

県立学校		事務局(県教育委員会等関係課)	
1	・関係児童生徒及びその保護者、関係各課、関係機関等との連携 ・重大事態への適切な対応 ・いじめの事実の全容を解明	1	・学校、事務局、関係課、関係機関の役割分担及び連携 ・学校を指導・支援し、いじめの事実の全容を解明
2	・被害児童生徒やその保護者の切実な思いや被害の深刻さを理解 ・いじめの被害者に寄り添い、慎重かつ丁寧に対応	2	・被害児童生徒やその保護者の切実な思いを理解し、重大事態に適切に対応
3	いじめ重大事案の再発を防止	3	いじめ重大事案の再発を防止

#### 2 マニュアル【県立学校・事務局用】の内容構成

「いじめの重大事態対応マニュアル」作成の趣旨について	
1	「重大事態」とは(重大事態の判断基準)
2	役割分担
3	重大事態への対応 ・報告義務の内容及び重大事態対応フロー図 ・調査主体及び組織、調査の流れ ・調査結果の報告、公表
4	資料の保存
5	関係機関との連携
6	再発防止に向けた取組

#### 3 静岡県いじめ問題対策本部会議(令和3年2月2日実施)における協議(委員の主な御意見)

- ・子供や保護者の立場に立っていじめ問題に対応するべきである。
- ・いじめの疑いが生じた時期から迅速かつ正確に事実を記録するため、県が記録用紙の様式を示し、各学校はその様式に沿って事実を記録していくとよい。
- ・いじめの内容によって調査にかかる日数は異なると思うが、被害児童生徒とその保護者のことを思うと、調査日数の目安を示す方がよい。
- ・いじめ事案を調査するための学校における組織体制の構築が重要である。

#### 4 マニュアルの策定(別添参照)

「県いじめ問題対策本部会議」(令和3年2月2日開催)における委員の意見を踏まえた修正を行った上で、策定した(令和3年3月)。なお、マニュアルは、各県立学校に周知したほか、市町教育委員会への情報提供を行った(令和3年4月)。